

鶴見区区政推進基金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鶴見区において、大阪市区政推進基金（以下「基金」という。）を財源として実施する事業（以下「基金充当事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(基金充当事業)

第2条 鶴見区において、基金充当事業は、大阪市区政推進基金条例（平成25年大阪市条例第69号）第1条に基づき、鶴見区のめざす将来像の実現に向けた施策の推進その他区のまちづくりに係る次の各号に掲げる事業のうち、鶴見区長（以下、「区長」という。）が、本市の他の施策との整合性に配慮したうえで、区の特性に適合し、かつ、区域の活性化及び特色ある区域づくりに資すると認める事業とする。

- (1) 区内の緑化推進に関する事業
- (2) 鶴見緑地の活性化・その他区の魅力創造に関する事業
- (3) 区内の地域コミュニティの活性化や環境推進に関する事業
- (4) 区民が安心して子どもを産み育てられる次世代育成支援に関する事業
- (5) 区民が安心して暮らせる安全安心に関する事業、地域福祉に関する事業、健康づくりに関する事業
- (6) 窓口サービスや広聴広報機能の向上など区役所力の強化に関する事業
- (7) 区役所が市民と協働して実施する事業費に充てる区役所市民協働型事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区のまちづくりに係る施策の推進に関する事業

(寄附金の申込み)

第3条 第2条に定める事業に寄附をしようとする者は、様式第1号により、寄附金を申込むものとする。

(市民局長との協議)

第4条 区長は、基金を事業の財源に充当しようとするときは、市民局長と事前に協議するものとする。

(基金充当事業の広報)

第5条 区長は、基金充当事業の概要を区民等に広く広報し、寄付金を募集するとともに、事業の実施後には、検証の結果を広報し、区民の意見の聴取に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和元年5月20日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和2年10月1日から施行する。

「ふるさと寄附金」対象

(様式第1号)

年 月 日

大阪市長 あて

大阪市区政推進事業寄附申込書(鶴見区)

私は、「大阪市区政推進基金」の目的に賛同し、大阪市に対して次のとおり寄附します。

寄附金額 円

寄 附 者	住所(所在地)	〒		
	ふりがな	生 年 月 日		
	氏名又は 団体名・会社名 (代表者名)	明 大 昭 平	.	.
	電話番号			

※情報の公開について

寄附者の住所・電話番号は公表しません。寄附金額は公表させていただきます。

Q: 寄附者のお名前などを公表してもよろしいですか? (いずれかに○をつけてください。)

- | |
|---------------------------------|
| 1: 名前・寄附金額を公表してもよい |
| 2: 名前の公表はよいが寄附金額との併記では公表してほしくない |
| 3: 名前は公表してほしくない |

※寄附の活用先の希望について

寄附の活用先に希望がある場合は、次の活用先の中から選んでご記入ください(複数選択可)。

- | |
|---|
| 0: 特に指定しない |
| 1: 区内の緑化推進に関する事業 |
| 2: 鶴見緑地の活性化・その他区の魅力創造に関する事業 |
| 3: 区内の地域コミュニティの活性化や環境推進に関する事業 |
| 4: 区民が安心して子どもを産み育てられる次世代育成支援に関する事業 |
| 5: 区民が安心して暮らせる安全安心に関する事業、地域福祉に関する事業、健康づくりに関する事業 |
| 6: 窓口サービスや広聴広報機能の向上など区役所力の強化に関する事業 |
| 7: 区役所が市民と協働して実施する事業費に充てる区役所市民協働型事業 |

(ご注意)

ご希望いただいた活用先については、活用にあたり尊重させていただきますが、必ずしも希望どおりに活用できるものではありません。また、ご希望に添えなかった場合でも寄附金を返還することはできませんのでご了承ください。

寄附申込書の受付後、控えとして「申込書の写し」をお渡します。

寄附金の収納確認後「受領書(確定申告用)」を送付いたします。(納付後1~2週間程度かかります。)
「受領書」がお手元に届くまでは、「申込書の写し」及び「領収書」をお手元にて保管いただきますようお願いいたします。

ふるさと納税を巡り、寄附金の詐取を目的とする複数の偽サイトが確認されております。怪しいと感じた場合は、お申込みをされる前にご確認いただく等、悪質な詐欺には十分にご注意ください。

※1万円以上のご寄附をいただいた大阪市外在住の個人の方に「大阪市立ミュージアム御招待証」をお贈りしています。また、10万円以上のご寄附をいただいた方に市長感謝状を贈呈しています。(ご辞退される方は、事前にお申し出ください)

基金に関する問い合わせ・郵送先

鶴見区役所総務課

〒538-8510 大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号

電話 06-6915-9625 ファックス 06-6913-6235 電子メール tr0001@city.osaka.lg.jp

受付日
担当
担当者